④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 30 November, 2017

⑻ Contact point for the notice: Naoki Ohyama, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年10月10日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　小俣　篤

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　甚之助谷地すべり万才谷排水トンネルⅢ期工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　石川県白山市白峰地先
⑷　工事内容
・トンネル覆工　386m
・取水施設（立坑防護壁）　1式
・減勢工（吐口部）　1式
・万才谷排水路　287m
・仮設工　1式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成33年11月30日まで
⑹　工事の実施形態
1）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
2）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
3）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記5⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
4）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
5）総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等について合意するものとする。
②　本方式の実施方式としては、
㈠　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㈡において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
㈡　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
6）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成29年3月17日付け国地契第87号、国官技第317号、国北予第39号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。
7）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、「専任指導者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成29・30年度一般競争参加資格において一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成14年度以降に元請けとして完成した工事で、下記1）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
1）トンネルにおいて、覆工を実施した工事であること。
⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
1）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
2）平成14年度以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
3）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
4）前記1）の資格及び2）の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記ⓐ又はⓑの施工経験を有すること。（建設共同企業体の